

埼玉県エコアップ認証に関する手続等を定める要領

(目的)

第1条 この要領は、埼玉県エコアップ認証制度実施要綱（以下「要綱」という。）第16条に基づき、エコアップ認証事業所の認証に関し、埼玉県エコアップ認証取得希望申出書（以下「申出書」という。）の提出等の必要な事項を定め、もって認証取得の円滑化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、認証取得希望申出者とは、要綱に基づき新たにエコアップ認証事業所として、知事の認証を受けようとする事業者をいう。

(申出書の提出等)

第3条 認証取得希望申出者は、要綱第3条に基づくエコアップ認証事業所新規認証申請書（以下「申請書」という。）を提出する前に、申出書（様式第1号）を環境部温暖化対策課長（以下「課長」という。）あて提出するものとする。

2 認証取得希望申出者は、申出書の提出のほかに、地球温暖化対策計画を作成し、県に提出するものとする。

3 課長は、その職員に、申出書の提出があった事業所について事前審査を行わせるものとする。

4 課長は、申出書の内容に関して、必要に応じて、関係機関等と協議するものとする。

5 課長は、申出書及び第3項による事前審査結果により要綱別記の基準に基づき審査し、その結果を様式第2号により認証取得希望申出者に通知するものとする。

(不適合事項の改善)

第4条 認証取得申出者は、前条第5項に基づく通知において、認証基準に適合しないと認められる事項があった場合、当該事項について改善を行い、講じた措置の内容について、様式第3号により課長に報告するものとする。

2 課長は前項による報告があった場合、その内容を確認し、講じた措置が不十分であった場合には、その旨、認証取得申出者に通知するものとする。

(申請書の提出)

第5条 認証取得希望申出者は、次の各号に掲げる場合、申請書を提出することができるものとする。

一 第3条第5項に基づく通知において認証基準を概ね満たしていると課長から認められた場合

二 第4条第1項の報告を行い、講じた措置が十分であると課長から認められた場合

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、課長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成23年1月13日から施行する。
- 2 この要領の施行前になされた認証申請書の提出は、この要領に基づく認証希望申出書の提出があったものとみなす。

附 則

- 1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

埼玉県エコアップ認証取得希望申出書

令和 年 月 日

（あて先）

埼玉県環境部温暖化対策課長

事業者名
担当者名
連絡先電話番号
Eメール

埼玉県エコアップ認証に関する手続きを定める要領第3条の規定により、埼玉県エコアップ認証事業所の認証取得を希望するので、本紙のとおり申出します。

添付書類

- （1）埼玉県エコアップ認証事業所 新規認証申請書（案）及び関係書類
- （2）埼玉県エコアップ認証事業所・欠格要件申告書

様式第2号（第3条関係）

温 対 第 号
令和 年 月 日

様

埼玉県環境部温暖化対策課長

埼玉県エコアップ認証取得希望申出書審査結果について（通知）

令和 年 月 日付けで提出があった埼玉県エコアップ認証取得希望申出書の審査結果は下記のとおりです。

記

- 1 認証基準を概ね満たしていると認められます。
- 2 次の事項について、認証基準に適合しないと認められる事項がありましたので、当該事項を改善の上、改善状況をご報告くださるようお願いいたします。

3 問合せ先

様式第3号（第4条関係）

令和 年 月 日

（あて先）

埼玉県環境部温暖化対策課長

報告事業者名

埼玉県エコアップ認証取得希望申出書の改善結果について（報告）

令和 年 月 日付けで通知のあった指摘事項を改善したので、報告します。

記

1 認証基準に適合しないと認められる事項

2 改善状況

3 担当者名・連絡先